

消費者委員会 公共料金等専門調査会 第 11 回電力託送料金に関する調査会（令和 2 年 10 月 7 日開催）における専門委員の主な個別意見（託送料金制度改革等の詳細設計に関わるもの）の概要

令和 2 年 10 月 16 日
内閣府消費者委員会事務局

※消費者委員会 公共料金等専門調査会 第 11 回電力託送料金に関する調査会における委員の発言を、消費者委員会事務局が適宜要約・整理したものである。詳細は、議事録を参照されたい。

※専門委員の個別意見であり、電力託送料金に関する調査会、公共料金等専門調査会及び消費者委員会の全体として取りまとめた意見ではない。

1. 託送料金制度改革（レベニューキャップ制度）について

- この制度において、事業者が十分に利益を確保できた場合には、消費者にも還元されるような仕組みにしていきたい。
- 目標分野が様々あるようだが、事業者がそれらを達成するにあたり、消費者に過度な負担とならないような設定にしていきたい。また、消費者の立場から目標に強弱を付けるならば、安定供給、再エネ導入拡大、レジリエンス強化に伴う広域化といったあたりについて、目標を高く持っていきたい。
- 目標とすべき指標を決めるに当たっては、事業者による得意・不得意の部分が反映されるのか、それが地域固有の状況に根拠しているものなのかどうなのか、努力して改善できるものなのかどうなのかといった点に関して、どのように扱うのかについての議論も重要ではないか。
- イギリスでは、プライスカップが RII0-1 という形に変更されたことにより、イノベーションなど様々な要素を取り込みやすくなった一方で、達成状況の数値化や、透明性のある形での事業者同士の情報共有、決定プロセスに対する消費者の理解が難しくなっていると感じる。わが国における今後の制度設計においては、できる限り「日本型」として、ステークホルダーに対して各プロセスを明瞭に示せるようにしていきたい。
- 生産性向上の見込み率などの機械的・客観的な方法と、アウトプット指標による評価結果に応じてインセンティブを付与する方法、それらの両方を組み合わせるような形で検討するということだが、実際には想定次第で消費者が負担する費用にかなりの影響が出てくると考えられるので、今後も透明性のある議論を尽くして

いただきたい。

- 規制期間を5年とした場合に、生産性向上を図るのがその期間を超える場合、あるいは、技術革新はその期間内で実現しなければならないという場合もあるかもしれないので、そうした項目の評価方法について検討すべきではないか。
- 実績収入と収入上限の乖離額の調整を行う際の外生的要因に関して、気温の季節変動のようなものについては、それを予測する努力をすべきであり、その他のものとは区別されるべきものではないか。

2. 配電事業について

- 地域電力による配電事業への新規参入を促すためにも、現に参入を希望している事業者や、既に地域電力を担っている事業者など地域の方々の意見を取り入れて制度設計をしていただきたい。
- 配電事業者による一般送配電事業者への委託について、協議に応じるだけでなく、その委託条件が新規参入を阻害しないような条件になるように、また、仮に新規参入ができたとして、その条件が消費者にとって不利益にならないように、制度設計をしていただきたい。
- 配電事業への参入については、一般送配電事業者の出資や自治体の関与があり得るが、こうした仕組みにより、消費者が不利益を被らないか、委託により責任が不明確にならないか、一部業務を譲渡することで寡占的な体制に戻らないかという点についても考慮していただきたい。

以上